

高 福 第 9 7 7 号
平成 2 9 年 8 月 3 1 日

各介護保険関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について
(通知)

このことについて、厚生労働省老健局長から通知がありましたので、お知らせいたします。

記

1 送付文書

(1) 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について (平成 29 年 6 月 28 日老発 0628 第 9 号厚生労働省老健局長通知)

(2) 平成 29 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について (「平成 29 年 7 月 4 日付け介護保険最新情報 Vol 596」平成 29 年 6 月 30 日厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係事務連絡)

なお、当該通知については次のウェブサイト (厚生労働省のHP) にも掲載されています。

[http //www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf)

2 適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日

担当 高齢者支援局高齢者保健福祉課
地域包括ケアグループ 専門主任 落合
電話 011-204-5272 (グループ直通)